

福島県税務システムに係る調定等データ作成業務委託契約書

1 委託業務の名称
福島県税務システムに係る調定等データ作成業務

2 契約期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 委託業務の予定件数及び単価

	予定件数		単 価
不動産取得税調定データ	20,200件	1件につき	円
自動車税調定データ	112,000件	1件につき	円
軽自動車税調定データ	126,200件	1件につき	円
県民税利子割等調定データ	10,700件	1件につき	円
軽油流通情報管理システム エントリーデータ	98,300件	1件につき	円

4 成果品の納入場所
福島県総務部税務システム課

福島県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、上記業務を委託することについて次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、この契約書に定めるもののほか、別紙「仕様書」に基づき委託業務を処理しなければならない。

（契約保証金）

第2条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号に掲げるいずれかの保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が
確実と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を補てんする履行保証保険契約
の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の

額」という。)は、各契約単価に予定件数をそれぞれ乗じて得た額の合計額の100分の10に相当する額を加算した額の100分の5以上としなければならない。

- 3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 委託料の額に変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の100分の5に達するまで、甲は保証の額の増額を請求することができ、乙は保証の額の減額を請求することができる。
- 5 福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第229条第1項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

（権利義務の譲渡等）

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第4条 乙は、この契約の履行について、業務の全部又は一部（主たる部分に限る。）を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、その他甲が必要とする事項を記載した書面を甲に提出し、承諾を得なければならない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 3 前項の規定により甲の承諾を得て業務の一部を第三者に再委託する場合、乙は、当該第三者（以下「再委託先」という。）に対し、この契約により乙が負担する義務と同等の義務を課すとともに、再委託先の義務の履行その他の行為について一切の責任を負うものとする。

（業務内容の変更）

第5条 甲は、必要があるときは業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができるものとする。

この場合において、契約単価又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（事故発生の報告）

第6条 乙は、委託業務処理上で事故が発生したときは、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

- 2 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（天災その他不可抗力による損害）

第7条 乙は、天災その他不可抗力により、履行期限までに、委託業務を完了することが

できないことが明らかとなったときは、甲に対して遅滞なく、その事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数及びその損害の負担は甲乙協議して定める。

(損害による必要経費の負担)

第8条 委託業務の処理により生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)の必要経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰する事由による場合においては、この限りでない。

(有償延期及び遅延利息)

第9条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限内(分納の期日を定めたときはその期日まで)に委託業務を完了する見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、履行期限後相当の期日内に委託業務が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として履行期限を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により履行期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに、当該履行期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに应ずるものとする。

4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ納入未済相当額に年2.0%の割合で計算した額(当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)とする。

5 前項による遅延利息は、年365日として計算するものとする。また、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない

(検査及び引渡し)

第10条 乙は、四半期最終日の作業が終了したときは、甲に対して遅滞なく別紙1「委託業務報告書」を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務報告書を受理したときは、その日から起算して10日以内に検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果、不合格あるいは疑義が生じ、目的物について補正又は再調査の必要があるときは、乙は遅滞なく当該補正又は再調査を行い、甲に第1項の委託業務報告書に準じて再び検査を受けなければならない。この場合の再検査の期日については、前項を準用するものとする。

(委託料の支払い)

第11条 乙は、第10条の検査に合格した各業務区分の件数に各業務区分の単価をそれぞれ乗じて得た額の合計額(当該合計金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)に消費税及び地方消費税(100分の10)を加えた金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)を、次の区分により甲に請求するものとする。

請求の対象となる範囲	請求時期
令和7年4月1日から令和7年6月30日までに納入された作成済データ	令和7年7月
令和7年7月1日から令和7年9月30日までに納入された作成済データ	令和7年10月
令和7年10月1日から令和7年12月31日までに納入された作成済データ	令和8年1月
令和8年1月1日から令和8年3月31日までに納入された作成済データ	令和8年4月

- 2 甲は、乙の適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。
- 3 甲の責めに帰すべき事由により、前項の規定による委託料の支払いが遅れたときは、乙は甲に対してその遅延期間の日数に応じ、委託料の額に年2.0%の割合で計算した額（100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払の請求をすることができる。
- 4 前項による遅延利息は、年365日として計算するものとする。

（委託業務の調査及び指示）

第12条 甲は、必要に応じ委託業務の進捗又は情報管理の状況について調査を行い、又は乙に報告を求めることができるものとする。

- 2 甲は、乙に対し業務の実施に関し、必要な指示をすることができる。

（契約の解除）

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰する理由により履行期限までに委託業務が完了しないとき又は委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) 第15条、第16条及び第17条の規定に違反したとき。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認めら

れるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、契約権者が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(5) 前4号のいずれかに該当する場合を除くほか、この契約に違反しその違反によって契約の目的を達成することができないと甲が認めたとき。

2 甲が前項の規定により契約の全部又は一部を解除したときは、乙は違約金として支払済金額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第9条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が第1項の規定により契約を解除したときは、乙は、前項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、支払済金額に年2.0%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(乙の解除権)

第14条 乙は、甲が契約に違反し、その違反により委託業務の完了が不可能になったときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が前項の規定により契約を解除する場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この賠償額は、甲乙が協議のうえ定める。

(個人情報保護)

第15条 乙は、この契約による委託業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

2 甲は、乙が故意又は重大な過失により前項に違反し、県税行政の信頼性を著しく低下せたと認めるときは、乙に対して損害賠償の請求を行うことができる。

なお、損害賠償の請求額は、甲が負担した額とする。

(機密保持義務)

- 第 16 条 委託業務上知り得た機密の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」第 2 第 1 項、第 2 項及び第 6 の規定を準用する。この場合において、同項中の「個人情報」とあるのは「機密」と、「個人情報の保護」とあるのは「機密の保持」と読み替えるものとする。
- 2 乙は、機密を善良なる管理者の注意を持って管理し、かつ他の情報と区別して厳重に保管しなければならない。また、本業務を行うための必要最小限の責任者及び作業従事者以外に機密を開示してはならない。
 - 3 乙は、機密の運搬中の管理責任を有し、盗難、滅失、破壊等が生じないように十分な対策を施さなければならない。
 - 4 第 1 項から第 3 項に違反した場合には、第 15 条第 2 項を準用する。この場合において、同項中の「前項」とあるのは「第 16 条第 1 項から第 3 項」と読み替えるものとする。
 - 5 甲は、必要に応じて本委託契約における乙の機密保持の状況を監査、聴取し、また、指導することができる。なお、その場合は、乙は遅滞なく指示、指導に応じなければならない。

(談合による損害賠償)

- 第 17 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、第 13 条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。
- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後についても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲はその超過分に対して賠償を請求できるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(遅延利息等の相殺)

- 第 18 条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを委託料と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。
- 2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に

について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(予定件数)

第 19 条 当該契約の予定件数を超えて業務を委託する場合、又は予定件数に満たない場合であっても当該契約期間中は同一単価をもって処理するものとする。

(契約の締結に要する費用)

第 20 条 この契約の締結に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(協議)

第 21 条 この契約に定めのない事項、又はこの契約の履行について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第 22 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上各自 1 通を保有する。

令和 7 年 4 月 日

甲 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号
福島県
福島県知事 内堀 雅雄

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知するものとする。

3 乙は、特定個人情報（福島県個人情報保護条例第2条第6号に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）に関する内容を含む業務を行うに当たっては、当該業務に従事する者を明確化し、当該従事者以外の者には特定個人情報を扱わせないこととともに、当該従業者に個人番号（死者に係るものを含む。以下同じ。）を含む特定個人情報の保護に関する研修等をするなど、適切な教育を施すものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報（特定個人情報を除く。）を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 乙は、業務を行うために収集した特定個人情報については、番号法第19条各号（第7号を除く。）に掲げられたものについて甲が第三者への提供を指示した場合を除き、いかなるときであっても契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」等に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、甲より特定個人情報の取扱いの委託を受けた場合、業務に関して知り得た特定個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の特定個人情報の適切な管理のために法、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」及び「同ガイドライン（別添1）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等編）」の規定に基づき必要な措置を講じるとともに、当該特定個人情報を扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報
が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報（特定個人情報を除く。次項において同じ。）を取り扱
う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わな
ければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人
情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

3 乙は、業務において特定個人情報を取り扱う場合は、甲の指定する場所で業務を行
うとともに、漏えいすることがないように厳重に保管しなければならない。

4 乙は、甲の指示により特定個人情報を持ち出しをする場合又は災害発生時その他の緊
急かつやむをえない場合を除き、いかなる場合も甲の指定する場所から特定個人
情報を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録さ
れた資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、
若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでな
い。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場
合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去
又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受け
なければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報（特定個人情報を含む）の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこ
の契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やか
に甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講
じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

3 前項の場合において、甲が「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行
政機関等編）」及び「同ガイドライン（別添2）特定個人情報の漏えい等に関する報告等
（行政機関等編）」等に基づき必要な措置を講ずる場合には、乙は、甲の指示に従うもの
とする。

(調査監督等)

第10 乙は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要
な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が求める場合には定期的に報告をしなければ

らない。

- 3 特定個人情報の管理状況等の調査については、甲は第7の第3項の規定により指定した場所等に立入って調査を行うことができる。

(指示)

- 第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができ、乙はこの指示に従わなければならない。

(再委託の禁止)

- 第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

- 2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

- 第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

- 第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

- 第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。